

法人税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百十四号）新旧対照表

改正後

（減価償却資産の範囲）

第十三条 法第二条第二十三号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

一七 省 略

八 次に掲げる無形固定資産

イヨ 省 略

タ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）

レツ 省 略

九 省 略

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 法第三十七条第四項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 省 略

一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第六号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号に掲げる事業の経営に、同条第六号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

改正前

（減価償却資産の範囲）

第十三条 同 上

一七 同 上

八 同 上

イヨ 同 上

タ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）

レツ 同 上

九 同 上

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 同 上

一 同 上

一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第六号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号に掲げる事業の経営に、同条第六号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）

第六条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの

二〇六 省略

（国庫補助金等の範囲）

第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一〇五 省略

六 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第五条第一項第一号（機構の行う会社等への助成金の交付等の業務）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金のうち財務省令で定める用途に充てられるもの

七 省略

（貸倒引当金勘定への繰入限度額）

第九十六条 省略

二〇四 省略

五 法第五十二条第一項第三号に規定する政令で定める内国法人は、次に掲げる内国法人とする。

一〇三 省略

四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条（包括信用購入あつせん業者の登録）に規定する登録包括信用購入あつせん業者又は同法第三十五条の二の三第一項（登録）に規定する登録少額包括信用購入あつせん業者に該当する内国法人

五〇八 省略

六〇九 省略

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第三百三十九条の十 省略

二 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

第六条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの（定款に同法第二十一条第一号の出資を行う旨の定めがあるものを除く。）

二〇六 同上

（国庫補助金等の範囲）

第七十九条 同上

一〇五 同上

六 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第五条第一項（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務）に基づく独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金のうち財務省令で定める用途に充てられるもの

七 同上

（貸倒引当金勘定への繰入限度額）

第九十六条 同上

二〇四 同上

五 同上

一〇三 同上

四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十一条（包括信用購入あつせん業者の登録）に規定する登録包括信用購入あつせん業者に該当する内国法人

五〇八 同上

六〇九 同上

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第三百三十九条の十 同上

二 同上

るによる。

一 法人税額 法第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定により計算した法人税の額に次に掲げる金額を加算した金額をいう。

イ 租税特別措置法第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を得た場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第四項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）又は第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額

ロ 省略

二 税額控除額 イに掲げる規定により法人税の額から控除をされるべき金額並びにロ及びハに掲げる規定により法人税の額から控除する金額の合計額（租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第四十二条の十三第一項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分を除く。）をいう。

イ 省略

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第四項に規定する中小企業者等（ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に~~限る。~~）、第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十一の二第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に~~限る。~~）、第四十二条の十一の三第二項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に~~限る。~~）、第四十二条の十二（地方活

一 同上

イ 租税特別措置法第四十二条の六第五項（中小企業者等が機械等を得た場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第四項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除）、第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第四十二条の十二の四第五項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額

二 同上

ロ 同上

イ 同上

ロ 租税特別措置法第四十二条の四第四項若しくは第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第四項に規定する中小企業者等（ロにおいて「中小企業者等」という。）が適用を受ける場合に~~限る。~~）、第四十二条の五第二項（高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十一の二第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に~~限る。~~）、第四十二条の十一の三第二項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特

力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の五（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の六第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）

第四百四十一条の四 省 略

257 省 略

8 第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額は、同項に規定する負債の利子の額に、同項に規定する国外事業所等に帰せられるべき資本の額から第一号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一 省 略

二 当該内国法人の当該事業年度の当該国外事業所等に帰せられる負債（第一項に規定する利子の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の五（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）又は第四十二条の十二の五の二第二項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定

ハ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項若しくは第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第十七条の二の三第二項若しくは第三項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）又は第十七条の三から第十七条の三の三まで（復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定

（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）

第四百四十一条の四 同 上

257 同 上

8 同 上

一 同 上

二 当該内国法人の当該事業年度の当該国外事業所等に帰せられる負債（第一項に規定する利子の支払の基因となるものに限る。）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

(控除限度額の計算)

第四百二十二条 法第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額(法第六十七条から第六十九条まで及び第七十条(特定同族会社の特別税率及び所得税額の控除等)並びに租税特別措置法第四十二条の六第五項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の九第四項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)、第四十二条の十二の四第五項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)、第六十二条の三第一項及び第九項(土地の譲渡等がある場合の特別税率)並びに第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。)に、当該事業年度の所得金額のうちに当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

255 省 略

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)

第四百二十二条の二 省 略

256 省 略

7 法第六十九条第一項に規定する内国法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額は、次に掲げる外国法人税の額とする。

一・二 省 略

三 法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額(以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。)に係る外国法人税の額(剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法

(控除限度額の計算)

第四百二十二条 法第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額(法第六十七条から第六十九条まで及び第七十条(特定同族会社の特別税率及び所得税額の控除等)並びに租税特別措置法第四十二条の六第五項(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の九第四項(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)、第四十二条の十二の三第五項(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第四十二条の十二の四第五項(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)、第六十二条の三第一項及び第九項(土地の譲渡等がある場合の特別税率)並びに第六十三条第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。)に、当該事業年度の所得金額のうち当該事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

255 同 上

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)

第四百二十二条の二 同 上

256 同 上

7 同 上

一・二 同 上

三 法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額(同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。以下この号において同じ。)を課税標準として課される外国法人税の額(当該剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国子会

人税の額に限るものとし、剰余金の配当等の額（同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国子会社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

四〇六 省 略

8 法第六十九条第一項に規定するその他政令で定める外国法人税の額は、次に掲げる外国法人税の額とする。

一 外国法人（租税特別措置法第六十六条の八第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

二 外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の八第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

三 外国法人（租税特別措置法第六十六条の九の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人

社の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

四〇六 同 上

8 同 上

一 外国法人（租税特別措置法第六十六条の八第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（同条第四項に規定する特定課税対象金額又は同条第十一項に規定する間接特定課税対象金額（以下この号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第八項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

二 外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の八第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定課税対象金額等を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

三 外国法人（租税特別措置法第六十六条の九の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（同条第四項に規定する特定課税対象金額又は同条第十項に規定する間接特定課税対象金額（以下この号及び次号において「特定課税対象金額等」という。）

人の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

四 外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の九の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

五 省略

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第二百五十五条の二十五 法第八十一条の十三第二項（連結特定同族会社の特別税率）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、各連結法人（同条第一項に規定する連結法人に限る。）の次に掲げる金額のうちい

ずれが多い金額に百分の十・四を乗じて計算した金額（当該各連結法人が当該連結事業年度において支出した地方税法附則第八条の二の二第一項（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除）に規定する特定寄附金につき同条第三項及び第九項（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同法第七百三十四条第三項（都における普通税の特例）において準用する場合を含む。）の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額がある場合には、当該特定寄附金の額（当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額の百分の四十に相当する金額と当該各連結法人の調整個別帰属地方税額（第一号イ及びロに掲げる金額がないものとして計算した場合における同号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのうちいずれが多い金額に百分の十・四を乗じて計算した金額をいう。）に百分の二十を乗じて計算した金額とのうちいずれか少ない金額を控除した金額）の合計額とする。

を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第七項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

四 外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の九の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限り。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定課税対象金額等を有する内国法人が当該特定課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

五 同上

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第二百五十五条の二十五 同上

一 各連結法人の当該連結事業年度の法第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額に当該連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率（当該各連結法人に係る連結親法人が同条第二項に規定する連結親法人である場合には、同項に規定する割合）を乗じて計算した金額に次号に掲げる金額を加算した金額（当該個別所得金額がない場合には零とし、当該連結事業年度において次に掲げる金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）

イ・ロ 省略

ハ 次に掲げる規定により法人税の額から控除する金額のうち各連結法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の八第一項後段（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の四第一項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）

(1) 租税特別措置法第六十八条の九第四項若しくは第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第四項に規定する中小連結親法人（1）において「中小連結親法人」という。）に該当する場合に限る。）、第六十八条の十一第二項若しくは第三項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十三第一項若しくは第二項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五第二項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五の二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又

一 同上

イ・ロ 同上
ハ 同上

(1) 租税特別措置法第六十八条の九第四項若しくは第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第四項に規定する中小連結親法人（1）において「中小連結親法人」という。）に該当する場合に限る。）、第六十八条の十第二項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十一第二項若しくは第三項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十三第一項若しくは第二項（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五第二項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五の二（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六

は法人税額の特別控除)、第六十八条の十五の六(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)(連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。)、第六十八条の十五の六の二第二項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。)又は第六十八条の十五の七第四項から第六項まで(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)(連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。)の規定

- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項(連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第二十五条の二の二第二項若しくは第三項(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第二十五条の二の三第二項若しくは第三項(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)又は第二十五条の三から第二十五条の三の三まで(連結法人が特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定
- 二 当該連結事業年度における次に掲げる金額のうち各連結法人に帰せられる金額

- イ 租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の五第五項の規定により法人税の額に加算する金額
- ロ 省略

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)

第二百五十五条の二十七 省略

254 省略

- 5 法第八十一条の十五第一項に規定する連結法人の法人税に関する法令の規定により法人税が課されないこととなる金額を課税標準として外国法人税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国法人税の額は

第十八条の十五の四第二項若しくは第三項(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第六十八条の十五の六(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)(連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。)又は第六十八条の十五の六の二第二項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。)の規定

- (2) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第二項若しくは第三項(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第二十五条の二の二第二項若しくは第三項(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第二十五条の二の三第二項若しくは第三項(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)又は第二十五条の三から第二十五条の三の三まで(連結法人が復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)の規定

二 同上

- イ 租税特別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項の規定により法人税の額に加算する金額
- ロ 同上

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)

第二百五十五条の二十七 同上

254 同上

5 同上

、次に掲げる外国法人税の額とする。

一 省 略

二 個別益金額（法第二十三条の二第一項に係る部分に限る。）を計算する場合の同項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、剰余金の配当等の額（同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国子会社の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

三・四 省 略

6 法第八十一条の十五第一項に規定するその他政令で定める外国法人税の額は、次に掲げる外国法人税の額とする。

一 外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十二第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

二 外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十二第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

一 同 上

二 個別益金額（法第二十三条の二第一項に係る部分に限る。）を計算する場合の同項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額（同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。以下この号において同じ。）を課税標準として課される外国法人税の額（当該剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国子会社の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

三・四 同 上

6 同 上

一 外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十二第一項又は第八項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限り。）を課税標準として課される外国法人税の額（同条第四項に規定する特定個別課税対象金額又は同条第十一項に規定する間接特定個別課税対象金額（以下この号及び次号において「特定個別課税対象金額等」という。）を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第八項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

二 外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十二第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限り。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定個別課税対象金額等を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第十項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

三 外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

四 外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」といい、これらの規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額及び剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた外国法人の所得のうち連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額に限る。）

五 省略

（連結控除限度額の計算）

第二百五十五条の二十八 法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額（次条において「連結控除限度額」という。）は、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（法第八十一条の十三から第八十一条の十五まで及び第八十一条の十六（連結特定同族会社の特別税率及び連結事業年度における所得税額の控除等）並びに租税特別措置法第六十八条の十一第五項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十三第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の五第五項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の六十七第一項（連結法人に使途秘匿金の支出が

三 外国法人（租税特別措置法第六十八条の九十三の四第一項又は第七項に規定する外国法人に限る。以下この号において同じ。）から受けるこれらの規定に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（同条第四項に規定する特定個別課税対象金額又は同条第十項に規定する間接特定個別課税対象金額（以下この号及び次号において「特定個別課税対象金額等」という。）を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第一項又は第七項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

四 外国法人から受ける租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受けるものに限る。）を課税標準として課される外国法人税の額（特定個別課税対象金額等を有する連結法人が当該特定個別課税対象金額等に係る外国法人から受ける同条第三項又は第九項に規定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国法人の所得のうち当該連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課される外国法人税の額を含む。）

五 同上

（連結控除限度額の計算）

第二百五十五条の二十八 法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額（次条において「連結控除限度額」という。）は、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（法第八十一条の十三から第八十一条の十五まで及び第八十一条の十六（連結特定同族会社の特別税率及び連結事業年度における所得税額の控除等）並びに租税特別措置法第六十八条の十一第五項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十三第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の五第五項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の五第五項（中小連結法人が特定経営力向上設

ある場合の課税の特例)、第六十八條の六十八第一項及び第九項(土地の譲渡等がある場合の特例税率)並びに第六十八條の六十九第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特例税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。)に、当該連結事業年度の連結所得金額のうち当該連結事業年度の調整連結国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

25 省略

第二百八十八條 省略

210 省略

11 法第四十二條の四第一項に規定する政令で定める金額は、第一号から第三号までに掲げる金額の合計額から第四号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(法第四十二條の四第一項に規定する利子をいう。以下この条において同じ。)の額(次号及び第三号に掲げる金額を除く。)

二 四 省略

12 法第四十二條の四第一項に規定するその満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、外国法人の当該事業年度の同項に規定する政令で定める金額に、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額から第一号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額)の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一 省略

二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる負債(利子の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。)の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

135 省略

備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)、第六十八條の六十七第一項(連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)、第六十八條の六十八第一項及び第九項(土地の譲渡等がある場合の特例税率)並びに第六十八條の六十九第一項(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特例税率)の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。)に、当該連結事業年度の連結所得金額のうち当該連結事業年度の調整連結国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

25 同上

第二百八十八條 同上

210 同上

11 同上

一 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額(次号及び第三号に掲げる金額を除く。)

二 四 同上

12 同上

一 同上

二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる負債(法第四十二條の四第一項に規定する利子の支払の基因となるものに限る。)の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

135 同上

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条第八号タの改正規定 令和四年四月一日

二 第三百三十九条の十第二項第二号ロの改正規定（「又は第四十二条の十の五の二第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「の規定」を「又は第四十二条の十二の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）の規定」に改める部分に限る。）及び第百五十五条の二十五第一号ハ(1)の改正規定（「限る。」又は「を」を「限る。」、「に」、「の規定」を「又は第六十八条の十五の七第四項から第六項まで（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が中小連結親法人に該当する場合に限る。）の規定」に改める部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第七十七条第一号の二の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子等に関する経過措置)

第三条 新令第四百四十一条の四第八項並びに第四百四十二条の二第七項及び第八項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に関する経過措置)

第四条 新令第五百五十五条の二十七第五項及び第六項の規定は、連結法人の

法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

〔恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入に関する経過措置〕

第五条 新令第八十八条第十一項及び第十二項の規定は、外国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。